

## 重点分野推進戦略専門調査会の活動について

平成 13 年 4 月 19 日

重点分野推進戦略専門調査会

### 1. 重点分野推進戦略専門調査会の調査・検討事項

科学技術に関して、予算、人材その他の資源配分の重点化を着実に  
行うため、以下に関する調査・検討を行う。

(1) 分野別推進戦略

(2) 平成 14 年度重点推進施策、資源の効果的・効率的利用  
方策等

### 2. 今後の予定

4 月～5 月

- ・ 分野別推進戦略についての調査・検討
- ・ 大学等の施設整備、競争的資金等についての調査・検討

本会議 分野別推進戦略の検討

6 月中旬

- ・ 分野別推進戦略(案)の作成

本会議 分野別推進戦略の作成

6 月下旬

・ 平成 14 年度重点推進施策、資源の効果的・効率的利用方策等  
に係わる検討

- ・ 重点施策のプライオリティー
- ・ 重点施策の推進のあり方

6 月～8 月

本会議 < 資源配分の方針 >

- ・ 「次年度における重点的に推進すべき事項等  
の考え方」(内閣総理大臣に意見)
- ・ 「次年度の重要な施策、資源の配分に関する  
考え方」(関係大臣に提示)

9 月

- ・ 各府省の概算要求状況等のレビュー及び分野別推進戦略改定の調  
査・検討

12 月～1 月

- ・ 「次年度の重要な施策、資源の配分に関する考え方」に照らした検  
証と分野別推進戦略の改定(案)

本会議：分野別推進戦略の改定

この間、科学技術システム改革専門調査会及び評価専門調査会と連携

# 評価専門調査会の活動について

平成 13 年 4 月 19 日  
評価専門調査会

## 1. 評価専門調査会の調査・検討事項

### (1) 評価のためのルールづくり

#### 諮問第 2 号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」(平成 13 年 3 月 22 日)に対する答申

競争的な研究開発環境の実現と効果的・効率的な資源配分に向けて、  
・評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映

・評価に必要な資源の確保と評価体制の整備  
に重点を置いて改革を進めるため、国費によって実施される研究開発全般を対象としている評価の大綱的指針の改定について調査・検討を行う。

### (2) 重要研究開発の評価

総合科学技術会議は大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を実施するが、そのため、評価対象とする研究開発、評価方法、および評価の実施に関する調査・検討を行う。

## 2. 今後の予定

### (1) 大綱的指針の改定

大綱的指針の改定については、研究開発評価の必要性、評価の現状と問題点の整理、評価の専門家からの意見発表等を実施し、以下の予定で調査・検討を行う。

6 月～7 月 大綱的指針の骨子(案)の提示

本会議：検討状況を報告、審議

10 月頃 パブリックコメント実施

11 月頃 大綱的指針(案)を作成

本会議で審議の上、内閣総理大臣へ大綱的指針を答申

### (2) 重要研究開発の評価

早急に、評価に関する具体的な調査・検討を開始する。

重点分野推進戦略専門調査会および科学技術システム改革専門調査会と密接に連携

# 科学技術システム改革専門調査会の活動について

平成 13 年 4 月 19 日

科学技術システム改革専門調査会

## 1. 科学技術システム改革専門調査会の調査・検討事項

世界最高水準の研究成果が創出され社会に還元される仕組みを早急に作り上げるため、以下の調査・検討を行う。

- ・研究開発システムの改革
- ・産業技術力の強化と産学官連携の仕組みの改革
- ・地域における科学技術振興のための環境整備
- ・優れた科学技術関係人材の養成とそのための科学技術に関する教育の改革
- ・科学技術活動についての社会とのチャンネルの構築
- ・科学技術に関する倫理と社会的責任
- ・科学技術振興のための基盤の整備

当面は、平成 14 年度資源配分の方針の策定等を視野に入れ、以下の事項を中心に、調査・検討を行う。

### (1) 施設・設備の計画的・重点的整備

大学、国立試験研究機関等の施設・設備の整備について、調査・検討を行う。

### (2) 競争的資金の拡充とその在り方

研究開発システムを改革するため、研究開発資金についての制度全般の在り方についての調査・検討を行うが、このうち重要性の高い競争的資金の拡充とその在り方の改善から調査・検討を進めていく。

### (3) 人材の流動性の向上

国の研究機関等における任期制・公募制の導入について調査・検討を行う。

### (4) 産学官連携

上記の調査・検討において、産学官連携についても関連して検討を行う。

その他の事項についても、科学技術振興調整費の配分方針等との関係で必要に応じ調査・検討を行う。また、課題全般の調査・検討の進め方については、さらに論議する。

## 2. 今後の予定

今後、5月から6月にかけて、4回程度開催。

6月末に、(1)施設・設備の計画的・重点的整備、(2)競争的資金の拡充とその在り方、(3)人材の流動性の向上につき、調査・検討結果をまとめる。(4)産学官連携は、7月以降も引き続き調査・検討を行う。

この間、重点分野推進戦略専門調査会及び評価専門調査会と連携

7月～8月

本会議 平成14年度資源配分の方針の策定にあわせて審議し、必要に応じ反映、意見具申

## 生命倫理専門調査会の活動について

平成 13 年 4 月 19 日  
生命倫理専門調査会

### 1. 生命倫理専門調査会の調査・検討事項

#### (1) ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針

諮問第 3 号「ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針について」

(平成 13 年 4 月 19 日 文部科学大臣諮問) に対する答申

- ・ 科学技術会議生命倫理委員会がとりまとめた基本的な考え方 (平成 12 年 3 月) に基づいて、文部科学省が原案を策定。

#### (2) 特定胚の取扱いに関する指針

- ・ クローン技術規制法第 4 条第 3 項に基づき諮問される予定。
- ・ クローン技術規制法の公布日 (平成 12 年 12 月 6 日) より 1 年以内に定めることとされている。同法の人クローン産生禁止に係る部分については本年 6 月に施行予定。
- ・ 現在、文部科学省において原案を作成中。作成後、諮問される予定。

#### (3) ヒト受精胚の取扱いのあり方

- ・ クローン技術規制法附則第 2 条に基づき調査・検討
- ・ 平成 15 年の秋には総合科学技術会議としての検討結果をとりまとめ

### 2. 今後の予定

1 ヶ月に 1 ~ 2 回程度開催。

#### (1) ヒト E S 細胞の樹立及び使用に関する指針

- ・ 出来るだけ早い時期に結論を得るべく、調査・検討

#### (2) 特定胚の取扱いに関する指針

- ・ 文部科学省が原案を作成し、諮問
- ・ 遅くとも 11 月までに答申案を得るべく調査・検討

#### (3) ヒト受精胚の取扱いのあり方

- ・ (1)(2)と並行的に調査・検討 (平成 15 年秋を目途に結論)

この間必要に応じて本会議において審議した上で答申